

ふるさとリーサム地区 まちづくりだより

第7号（平成26年1月15日発行）

発行：ふるさとリーサム地区まちづくりを考える会
ふるさとリーサム地区まちづくり協議会

地区名称の由来…子や孫が帰ってきたくなる活気のあるまちづくりを進めることから名づけられました。リーサムの「リ」は英語で戻る・帰るという意味の「リターン」を、「サム」は小路北町（S）・打上新町（U）・明和（M）の頭文字を指します。

謹賀新年

新年明けましておめでとうございます。ふるさとリーサム地区の皆様におかれましては、ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。

昨年度は、まちづくりを考える会やまちづくり協議会にて、災害に強いまちづくりを進めるなど、既成市街地の再生について地元が主体となって様々な取組みをしてまいりました。今後も「ふるさと」と言えるよりよいまちづくりを進めてまいりたいと思いますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年一年の皆様のご多幸をお祈り申し上げます。

ふるさとリーサム地区まちづくりを考える会
ふるさとリーサム地区まちづくり協議会

役員一同



まちづくり協議会役員会を開催しました

平成25年11月26日（火） 第4回まちづくり協議会役員会



明和北ブロックで行われている地籍調査の進捗状況や、明和北ブロック、明和南ブロック、小路北町ブロックの今後の地籍調査のスケジュールについての確認を行いました。（今後のスケジュールについては、最終ページを参照）また、第1回及び第2回まちづくり活動説明会で出た質問や意見の報告を行いました。質問などの内容については、次のページに掲載しています。

おしら

平成25年度総会のお知らせ

平成25年度総会を、2月下旬に開催する予定です。

協議会会員の皆様には、郵送にてご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。



まちづくり活動説明会を行いました

第1回 平成25年7月30日(火) 第2回 平成25年10月1日(火)

まちづくり整備計画(案)や要望書の内容等について説明を行いました。まちづくり活動説明会では、以下のような質問や意見がありました。

★まちづくり活動説明会での質問・意見

- ・ 道路拡幅に伴う移転費用等の補償は誰がするのか。
⇒現在、市に対して要望(まちづくりだより第4号を参照)を出しているところです。補償の詳細についてはこれから決めていくことになります。
- ・ 新しく造ったり広げたりする道路のコース設定を変えることはできるのか。
- ・ 家の中に道を通さず、空地に通せばよいのではないか。
- ・ 住民の意見を聞いて道路の計画をしてほしい。
⇒道路のコースについては案であり、変更することもあります。これから詳細を決めていくことになります。
- ・ 6m道路でなく、4m道路でいいのではないか。
⇒救急車や消防車などの緊急車両が入ることができるように6mの計画をしています。
- ・ まちづくりだよりを、回覧だけでなく全戸に配布してほしい。
⇒住民の方にも見ていただけるように回覧をしています。まちづくりだよりは、いきいき文化センターに置いてあり、いつでも持ち帰ることができます。また、寝屋川市のホームページにも掲載されています。
- ・ 今のこのタイミングを逃さずに、スピード感を持ってまちづくりを進めていくべき。
⇒今後も、安心・安全なまちづくりの実現を目指してまいりたいと思います。皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

市営住宅改良4号棟の除却工事が終了しました(市よりお知らせ)

市営住宅改良4号棟の除却工事が終了しました

市営住宅改良4号棟の除却工事が、10月31日に終了しました。住民の皆様には、ご協力いただき、ありがとうございました。



寝屋川市営住宅地質調査及び現地測量等について

平成26年1月14日から平成26年3月20日の間に、市営住宅内で地質調査作業及び測量作業を実施させていただきます。

お近くにお住まいの皆様には、ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

地籍調査について（市よりお知らせ）

地籍調査説明会を行いました（平成 25 年 7 月 30 日・平成 25 年 10 月 1 日）

★平成 25 年 7 月 30 日（火）

明和北ブロックの土地所有者の方を対象に、平成 25 年度の地籍調査のスケジュールについて説明を行いました。欠席された方には個別に説明会時の資料を郵送いたしました。

★平成 25 年 10 月 1 日（火）

明和南ブロックと小路北町ブロックの土地所有者の方を対象に、平成 25 年度以降の地籍調査のスケジュールについて説明を行いました。欠席された方には個別に説明会時の資料を郵送いたしました。

明和北ブロックにおける境界の立会いについて

平成 25 年 11 月 11 日～11 月 22 日の間に、土地の境界確認を行いました。地籍調査説明会の後、土地所有者の方をはじめ、地籍調査推進委員の方々の啓発や声かけなど、皆様のご協力により、全ての土地所有者の方に境界を確認していただくことができました。お忙しいなか立会いにご出席いただき、ありがとうございました。引き続き、地籍調査にご協力のほどよろしくお願いたします。

土地の境界の点について

土地の境界の確認が終わった点については、以下のような境界の点を設置しています。面積の測量をするために必要となりますので、外したり抜いたりしないようお願いします。

		
<p><u>中心</u>が境界です。</p>	<p><u>中心</u>が境界です。</p>	<p><u>矢印の先</u>が境界です。 横の丸いプレートは<u>境界ではありません。</u></p>
		
<p><u>赤い鋏の中心</u>が境界です。 横の丸いプレートは<u>境界ではありません。</u></p>		<p>測量に必要な点です。 <u>境界ではありません。</u></p>

地籍調査の今後のスケジュール（市よりお知らせ）

平成 25 年度の今後の取り組みについて

★明和北ブロック

立会いの結果をもとに、引き続きそれぞれの土地の面積の測量に入ります。期間は、2月末までの予定です。なお、土地の面積などの地籍調査の結果は、平成 26 年度に確認することができます。



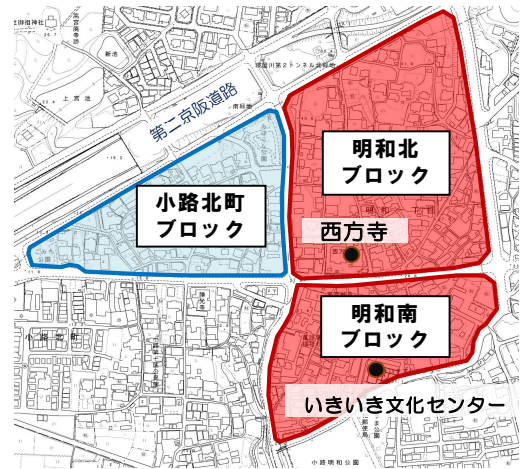
平成 26 年度の取り組みについて

★明和北ブロック

平成 25 年度に行った地籍調査の結果の閲覧をする予定です。確認していただき、誤りがあった場合は、修正の申請を行うことができます。閲覧の時期・場所については、文書にて通知します。

★明和南ブロック

平成 26 年度に土地所有者による境界の確認（立会い）を行い、その結果をもとに、それぞれの土地の面積を測量する予定です。立会いの日程については、文書にて通知します。なお、土地の面積などの地籍調査の結果は、平成 27 年度に確認することができます。



ブロック別スケジュール（予定）

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
明和北ブロック	境界の確認～ 地籍測量（面積測量）	成果の閲覧～ 登記所への送付	—	—
明和南ブロック	事前の調査	境界確認～ 地籍測量（面積測量）	成果の閲覧～ 登記所への送付	—
小路北町ブロック	事前の調査	—	境界の確認～ 地籍測量（面積測量）	成果の閲覧～ 登記所への送付

編集 後記

新年明けましておめでとうございます。明和北ブロックの地籍調査の境界確認も終わり、今年も引き続きふるさとリーサム地区のまちづくりを進めてまいります。

日ごとに寒さが厳しくなってきます。風邪などひかれませぬよう、お身体にはお気をつけてください。この一年が皆様にとって健やかな年でありますようお願いいたします。

【まちづくりだよりの問い合わせ先について】

寝屋川市まち政策部まちづくり事業推進室

- ・電話：072-824-1181（代表）
- ・FAX：072-825-2618
- ・Email：machi-sui@city.neyagawa.osaka.jp

寝屋川市のホームページにもまちづくりだよりを掲載しています。

